

6 スマートフォン等の使用に関する対策強化及び環境整備について

スマートフォン等の使用に関するいわゆる「歩きスマホ」や「ながらスマホ」は、駅ホームからの転落や歩行者との接触等の事故等につながるほか、車両運転中の「ながらスマホ」を原因とする重大な交通事故も発生している。そのため、多くの地方公共団体が「歩きスマホ」や「ながらスマホ」の危険性についての注意喚起やマナーの啓発について情報発信を行っているところである。しかしながら、今年に入り、スマートフォンの地図アプリを見ながら自動車を運転し赤信号に気付かず車両と衝突、歩道を歩いていた親子が巻き込まれ母親が亡くなるという大変痛ましい交通事故が発生した。こうしたスマートフォン等の使用に起因する事件・事故がいまだに後を絶たない状況であり、スマートフォン等の使用に関する対策が必要である。

また、現在、青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律（以下「青少年インターネット環境整備法」という。）により、青少年が使用する携帯電話へのフィルタリングサービスの提供が原則義務付けられている。しかし、「格安スマホ・SIMフリー」などと呼ばれる携帯電話事業者が販売するスマートフォン等の多くは、青少年有害情報対策が十分でなく青少年有害情報を閲覧するおそれがある。さらに、スマートフォン等によりWi-Fiなどの無線LAN回線を利用する際には、携帯電話事業者によるフィルタリングサービスが適用されない場合がある。無線LAN回線の利用率が伸びる中、青少年有害情報の閲覧等を通じた犯罪被害の防止に更に取り組む必要がある。

については、次の事項について特段の措置を講じられたい。

- 1 「歩きスマホ」や「ながらスマホ」について、歩行中を含めた

交通ルールやマナーの遵守による交通事故防止等のための広報活動を強化すること。また、車両運転中の「ながらスマホ」に対する取締りの強化など必要な措置を講じること。

- 2 携帯電話回線を利用した場合における青少年インターネット環境整備法に規定するフィルタリングサービスの原則義務付けが徹底されるよう、事業者の実態を把握するとともに実効性のある対策を講じること。
- 3 青少年インターネット環境整備法を見直し、スマートフォン等の無線LAN回線を利用したインターネット接続に係るフィルタリングサービスの提供を義務化すること。